

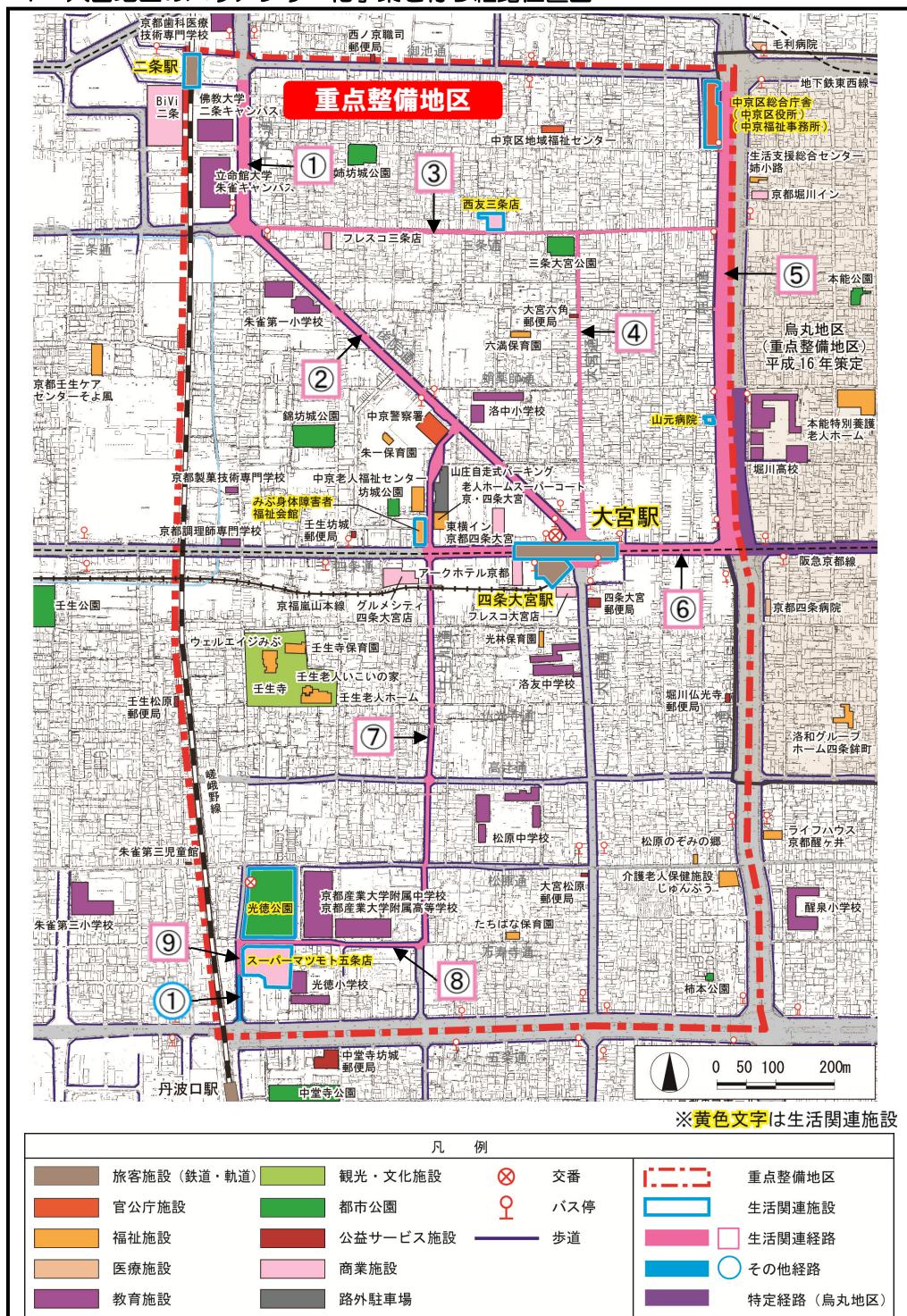
第2章 道路特定事業の整備方針

2. 1 生活関連経路

旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ道路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき「生活関連経路」を図2. 1のように設定しました。

また、「生活関連経路」との連続性を確保し、一体的にバリアフリー化を図る必要がある道路を「その他経路」として設定しました。

図2. 1 大宮地区のバリアフリー化事業を行う経路位置図



2. 2 具体的なバリアフリー事業の方針

生活関連経路及びその他経路で、移動等円滑化整備ガイドラインを満たしていない箇所について、その対策案を表2. 1に示します。

表2. 1 対策案一覧及び対策手法の概要

対象箇所	対策案・対策手法							
2.2.1 横断歩道接続部等	<p>対策 A：段差・勾配の改良</p> <table border="1"> <tr> <td>対策 A1</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 横断歩道と接続する部分に平坦部を確保する すりつけのための縦断勾配を 5%(8%)以下にする 歩道と車道の段差が 1cm となる縁石を設置する </td></tr> <tr> <td>対策 A2</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 歩道の民地側に平坦部を確保する 車道へのすりつけ勾配を小さくするため、歩道と車道の境界には、表面に勾配のある特殊縁石を設置する </td></tr> </table> <p>※対策 A1 を適用することが困難(現況の段差・勾配が大きい上、民地・車道の改良が困難)な場合には、対策 A2 を適用する</p>		対策 A1	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道と接続する部分に平坦部を確保する すりつけのための縦断勾配を 5%(8%)以下にする 歩道と車道の段差が 1cm となる縁石を設置する 	対策 A2	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の民地側に平坦部を確保する 車道へのすりつけ勾配を小さくするため、歩道と車道の境界には、表面に勾配のある特殊縁石を設置する 		
対策 A1	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道と接続する部分に平坦部を確保する すりつけのための縦断勾配を 5%(8%)以下にする 歩道と車道の段差が 1cm となる縁石を設置する 							
対策 A2	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の民地側に平坦部を確保する 車道へのすりつけ勾配を小さくするため、歩道と車道の境界には、表面に勾配のある特殊縁石を設置する 							
2.2.2 歩道一般部・車両乗入部等	<p>対策 B：横断勾配の改良、段差・不陸の改良、波うち歩道の改良</p> <table border="1"> <tr> <td>対策 B1</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 横方向の勾配がきつい場所を緩やか(1%(2%)以下)にする </td></tr> <tr> <td>対策 B2</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 歩道内にある段差を平坦にする 歩道部の凸凹(舗装不陸、水路不陸等)を平坦にする </td></tr> <tr> <td>対策 B3</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 車両が乗入れる歩道の部分の民地側に平坦部を確保する (すりつけ横断勾配は 15%以下) </td></tr> </table> <p>※対策 B1、B2 は歩道の一般部で用いる。また、対策 B3 は車両が乗入れる歩道の部分で用いる</p>		対策 B1	<ul style="list-style-type: none"> 横方向の勾配がきつい場所を緩やか(1%(2%)以下)にする 	対策 B2	<ul style="list-style-type: none"> 歩道内にある段差を平坦にする 歩道部の凸凹(舗装不陸、水路不陸等)を平坦にする 	対策 B3	<ul style="list-style-type: none"> 車両が乗入れる歩道の部分の民地側に平坦部を確保する (すりつけ横断勾配は 15%以下)
対策 B1	<ul style="list-style-type: none"> 横方向の勾配がきつい場所を緩やか(1%(2%)以下)にする 							
対策 B2	<ul style="list-style-type: none"> 歩道内にある段差を平坦にする 歩道部の凸凹(舗装不陸、水路不陸等)を平坦にする 							
対策 B3	<ul style="list-style-type: none"> 車両が乗入れる歩道の部分の民地側に平坦部を確保する (すりつけ横断勾配は 15%以下) 							
2.2.3 歩車道境界部	<p>対策 C：誘導施設・安全施設等の設置及び改良</p> <table border="1"> <tr> <td>対策 C1</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 </td></tr> <tr> <td>対策 C2</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 安全施設(車両防護柵、横断防止柵等)の設置及び改良 </td></tr> </table>		対策 C1	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 	対策 C2	<ul style="list-style-type: none"> 安全施設(車両防護柵、横断防止柵等)の設置及び改良 		
対策 C1	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良 							
対策 C2	<ul style="list-style-type: none"> 安全施設(車両防護柵、横断防止柵等)の設置及び改良 							
2.2.4 歩道のない道路	<p>対策 D：歩行空間の明確化</p>							
2.2.5 道路付属物等	<p>対策 E：植樹樹蓋の改良、グレーチングの改良、縁石の改修</p>							
2.2.6 歩道の拡幅、支障物の撤去及び移設	<p>対策 F：歩道の拡幅、支障物の撤去及び移設</p> <table border="1"> <tr> <td>対策 F1</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 歩道拡幅の検討 </td></tr> <tr> <td>対策 F2</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 支障物(電柱、街灯等)の撤去及び移設の検討 </td></tr> </table>		対策 F1	<ul style="list-style-type: none"> 歩道拡幅の検討 	対策 F2	<ul style="list-style-type: none"> 支障物(電柱、街灯等)の撤去及び移設の検討 		
対策 F1	<ul style="list-style-type: none"> 歩道拡幅の検討 							
対策 F2	<ul style="list-style-type: none"> 支障物(電柱、街灯等)の撤去及び移設の検討 							

2. 2. 1 横断歩道接続部等におけるバリアフリー事業方針

対策案	対策 A1
箇所	<p>横断歩道接続部等</p> <p>府道 二条停車場嵐山線, 市道 後院通, 主要府道 京都広河原美山線 主要市道 嵐山祇園線, 市道 王生通, 市道 万寿寺通, 市道 千本通 (生活関連経路①, ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨) (その他経路①)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 縦断勾配 5%(8%)超 ※()は地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合の特例値 横断勾配 1%(2%)超 ※透水性舗装の場合は 1%, 非透水性舗装の場合は 2% 段差 1cm 以上
対策	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の改良(横断歩道接続部に平坦部を確保する。すりつけ勾配は 5%以下とする (歩車道境界は段差 1cm の縁石を用いる)
イメージ	<p>注) 本対策を行う際、民地との境界条件を考慮する必要がある</p>
標準的な考え方	<p>交差点縦断方向 (A-A') 断面概念図</p> <p>拡大図</p> <p>段差1cm</p> <p>縁石</p> <p>街渠板</p>

対策案	対策 A2
箇所	<p>横断歩道接続部等</p> <p>府道 二条停車場嵐山線，市道 後院通，主要府道 京都広河原美山線 主要市道 嵐山祇園線，市道 壬生通，市道 万寿寺通，市道 千本通 (生活関連経路①，②，⑤，⑥，⑦，⑧，⑨) (その他経路①)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・縦断勾配 5%(8%)超 ※()は地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合の特例値 ・横断勾配 1%(2%)超 ※透水性舗装の場合は 1%，非透水性舗装の場合は 2% ・段差 1cm 以上
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の改良(横断歩道接続部に平坦部を確保できない場合は、平坦部を民地側に確保する) ・すりつけ勾配を小さくするため歩道境界には下図の縁石 A, B を用いる
イメージ	
標準的な考え方	<p>交差点縦断方向 (A - A') 断面概念図</p>

(注) 本対策は、対策 A1 を適応することが困難（現況の段差・勾配が大きい場合、民地・車道の改良が困難）な場合の改善策。

2. 2. 2 歩道一般部・車両乗入部等におけるバリアフリー事業方針

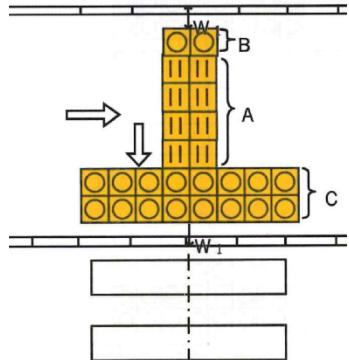
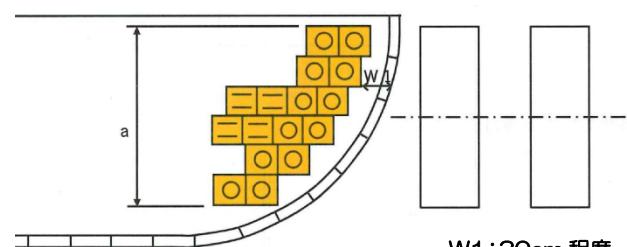
対策案	対策 B1
箇所	<p>歩道一般部</p> <p>府道 二条停車場嵐山線，市道 後院通，主要府道 京都広河原美山線 主要市道 嵐山祇園線，市道 王生通，市道 万寿寺通</p> <p>(生活関連経路①，②，⑤，⑥，⑦，⑧)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・横断勾配がきつい ・歩道が波うついて歩きにくい
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・横断勾配が急な箇所においては、歩道に平坦部(2%以下)を確保する
イメージ	
標準的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・横断勾配が急な箇所における歩道の改良

対策案	対策 B2
箇所	<p>歩道一般部</p> <p>府道 二条停車場嵐山線，市道 後院通，主要府道 京都広河原美山線 主要市道 嵐山祇園線，市道 壬生通，市道 万寿寺通 (生活関連経路①，②，⑤，⑥，⑦，⑧)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 歩道に段差がある 歩道が凸凹している
対策	<ul style="list-style-type: none"> 歩道内の段差，不陸を解消する
イメージ	
標準的な考え方	

対策案	対策 B3
箇所	<p>車両乗入部</p> <p>市道 後院通, 主要市道 嵐山祇園線, 市道 壬生通, 市道 万寿寺通, 市道 千本通 (生活関連経路②, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨) (その他経路①)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配がきつい 平坦部がない
対策	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配がきつい箇所, 平坦部がない箇所において, 歩道の民地側(車道側)に平坦部(透水性舗装の場合 1%, 非透水性舗装の場合 2%)を 1.0m 以上確保する すりつけ勾配は 15%以下とする
イメージ	
標準的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配が急な箇所における歩道の改良 <p>歩道</p> <p>1.0m 以上 (平坦部)</p> <p>※1 2%以下</p> <p>15%以下</p> <p>段差 5cm の縁石</p> <p>As</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊縁石を用いて横断勾配が急な箇所における歩道の改良 <p>歩道</p> <p>1.0m 以上 (平坦部)</p> <p>※1 2%以下</p> <p>10%以下</p> <p>特殊縁石</p> <p>As</p>

※1 透水性舗装の場合 1%, 非透水性舗装の場合 2%

2. 2. 3 歩車道境界部におけるバリアフリー事業方針

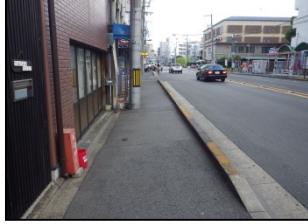
対策案	対策 C1
箇所	<p>横断歩道接続部，歩道巻き込み部等</p> <p>府道 二条停車場嵐山線，市道 後院通，主要府道 京都広河原美山線</p> <p>主要市道 嵐山祇園線，市道 壬生通，市道 万寿寺通</p> <p>(生活関連経路①，②，⑤，⑥，⑦，⑧)</p>
課題	・歩車道境界の識別
対策	・視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良(JIS 規格化や配置変更など)
イメージ	<p>・視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  →  </div> <p>現況写真 改良イメージ(JIS 規格化)</p>
標準的な考え方	<p>【横断歩道口の設置例】</p>  <p>【歩道巻き込み部誘導ブロック設置の標準図】</p>  <p>W1 : 30cm 程度</p> <p>注) 横断歩道の有無に関わらず歩道巻き込み部には視覚障害者誘導用ブロックを設置する。</p>

対策案	対策 C2
箇所	歩道一般部，歩道巻き込み部等 主要市道 嵐山祇園線，市道 王生通（生活関連経路⑥，⑦）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 適切な場所に柵を設置してほしい 横断防止柵が歩道を狭くしている 巻き込み防止ポールの数が不足している
対策	<ul style="list-style-type: none"> 車両防護柵，横断防止柵等を適切な位置に配置する
イメージ	<p>現況写真</p>  <p>改良イメージ</p> 

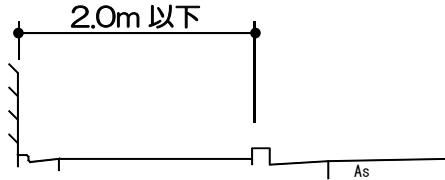
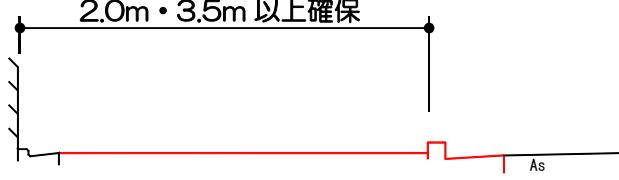
2. 2. 4 歩道のない道路におけるバリアフリー事業方針

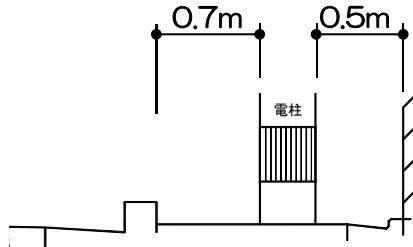
対策案	対策 D
箇所	市道 大宮通（生活関連経路④）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 歩道がない 歩行者の通行スペースが明確でない
対策	<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間の明確化
イメージ	<p>現況写真</p>  <p>路側帯のカラー化</p> 

2. 2. 5 道路付属物等におけるバリアフリー事業方針

対策案	対策 E
箇所	<p>府道 二条停車場嵐山線，市道 後院通，市道 大宮通 主要府道 京都広河原美山線，主要市道 嵐山祇園線，市道 王生通 市道 万寿寺通，市道 千本通 (生活関連経路①，②，④，⑤，⑥，⑦，⑧，⑨)</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 植栽帯に段差がある 歩行者通行部のグレーチングの網目が粗い 縁石が老朽化している
対策	<ul style="list-style-type: none"> 植樹樹蓋の改良 細目のグレーチング等へ改良 縁石の改良
イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>現況写真</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>植樹樹蓋改良</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>細目グレーチング へ改良</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>縁石改良</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">改良イメージ</p>

2. 2. 6 歩道の拡幅、支障物の撤去及び移設におけるバリアフリー事業方針

対策案	対策 F1
箇所	<p>歩道一般部、車両乗入部等</p> <p>府道 二条停車場嵐山線、市道 後院通、主要市道 嵐山祇園線</p> <p>市道 王生通、市道 万寿寺通（生活圈連絡路①、②、⑥、⑦、⑧）</p>
課題	・歩道が狭い
対策	・歩道の有効幅員（2.0m・3.5m ^{*1} ）を確保
イメージ	  <p>現況写真</p> <p>改良イメージ</p> <p>※1) 歩行者交通量 1,000 人/日以上の場合 ただし、地形上やむを得ない場合を除く</p>
標準的な考え方	<p>【現況】</p>  <p>【改良後】</p> 

対策案	対策 F2
箇所	<p>歩道一般部，車両乗入部等</p> <p>府道 二条停車場嵐山線，市道 後院通，市道 大宮通</p> <p>主要市道 嵐山祇園線，市道 王生通，市道 万寿寺通，市道 千本通</p> <p>(生活関連経路①，②，④，⑥，⑦，⑧，⑨) (その他経路①)</p>
課題	・電柱や街灯等が通行の支障となっている
対策	・支障物（電柱，街灯等）の撤去及び移設の検討
現 態	  <p>生活関連経路⑦の歩道</p>

2. 3 整備目標年次

表2. 2 道路特定事業の概要

経 路	路 線	事 業 内 容	目 標 年 次								
			H25	26	27	28	29	30	31	32	～
生活関連経路①	一般府道 二条停車場嵐山線 (千本通)	段差・勾配の改善									→
生活関連経路②	一般市道 後院通										→
生活関連経路④	一般市道 大宮通	歩行空間の明確化									→
生活関連経路⑤	主要府道 京都広河原美山線 (堀川通〔西側歩道〕)	段差・勾配の改善									→
生活関連経路⑥	主要市道 嵐山祇園線 (四条通)										→
生活関連経路⑦	一般市道 王生通 (壬生川通)										→
生活関連経路⑧	一般市道 万寿寺通										→
生活関連経路⑨	一般市道 千本通										→
その他経路①	一般市道 千本通										→

但し、整備目標年次は、現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。